

岩手県告示第933号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成22年11月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社大谷製作所
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢195番地1
 - ウ 代表者の氏名 大谷松藏
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第4036号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年11月19日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成22年11月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社今野工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字後ノ入58番地3
 - ウ 代表者の氏名 今野周典
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第8659号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、は装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年11月17日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、は装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。